

科研費(年度をこえた使用)－各研究費の相違点

令和3年11月現在

配分形態の別	科学研究費補助金(「補助金」)		学術研究助成基金助成金(「基金」)	
該当種目	特別推進研究 新学術領域研究(研究領域提案型) 学術変革領域研究(A) 学術変革領域研究(B) 基盤研究(S) 基盤研究(A) 基盤研究(B) 特別研究員奨励費		基盤研究(C) 挑戦的研究(開拓) 挑戦的研究(萌芽) 若手研究 研究活動スタート支援 特別研究促進費 国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A)) 国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B)) 国際共同研究加速基金(帰国発展研究)	
性質	交付決定が1年度毎に行われ、執行はその年度内に限られる。		全研究期間の研究費が初年度に一括して交付決定され、年度毎に使い切る必要はない。	
次年度以降研究費の前倒し使用	可	手続き必要	可	手続き必要
	申請時期	【「調整金」を利用した前倒し使用申請】 年2回 (7～8月、9～11月)	申請時期	【前倒し支払請求】 年2回 (7～8月、9～11月)
研究費の次年度使用	可	手続き必要	可	最終年度以外は手続き不要
	申請時期	【繰越申請】 12～2月 ----- 【「調整金」を利用した次年度使用申請】(最終年度は不可) (次年度の)5～6月	申請時期	【補助事業期間延長承認申請】 最終年度の1～2月

※研究費に残額が生じた場合は、返還することとなります。返還することにより、以後の科研費の審査において不利益が生じることは一切ありません。